

第99回人口・社会統計部会議事結果

1 日 付 平成31年3月13日（水）

2 議決参加者

【委 員】

白波瀬 佐和子（部会長）、嶋崎 尚子、永瀬 伸子、西郷 浩

3 議 題 民間給与実態統計調査の変更について

4 概 要

○ 平成31年2月13日（水）に開催された第97回人口・社会統計部会において、諮問第122号「民間給与実態統計調査の変更について（諮問）」の審議を行ったところ、審議がおおむね終了し、本部会に所属する委員において答申（案）の方向性について、事実上の合意がなされた。

これを受けて、統計委員会運営規則第7条第2項の規定に基づき、部会長作成の答申（案）について書面による議事を行ったところ、全ての所属委員から賛同が得られたことから、この答申（案）について、本部会で議決されたものとして扱い、第134回統計委員会に報告することとされた。

以上

総政企第13号
平成31年1月30日

統計委員会委員長
西村清彦 殿

総務大臣
石田真敏



諮問第122号
民間給与実態統計調査の変更について（諮問）

標記について、平成31年1月22日付け官企7-1により国税庁長官から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

※別添は省略

諮問第122号の概要

(民間給与実態統計調査の変更)

1. 給与に関する年次統計調査

統計調査名 【基幹・一般】	実施府省	周期	報告義務者	調査対象となる業種	調査事項
民間給与実態 統計調査 【基幹】	国税庁	年次 (年分)	源泉徴収義務者 (民間事業所) ※ 所得税法の規定により、給与等について源泉徴収する義務がある者	日本標準産業分類のうち、大分類S「公務(他に分類されるものを除く)」を除く、全ての産業	性別、年齢、職務、勤続年数、支給月数、給与額、所得控除額、税額控除額、源泉所得税額 等
賃金構造基本 統計調査 【基幹】	厚生労働省	年次 (その年の 6月分)	常用労働者5人以上の民営事業所及び常用労働者10人以上の公営事業所	日本標準産業分類のうち、大分類A「農業、林業」、B「漁業」、S「公務(他に分類されるものを除く)」、中分類96「外国公務」及び小分類792「家事サービス業」を除く、全ての産業	性別、年齢、学歴、職務、勤続年数、経験年数、労働時間・日数等、給与額 等
職種別民間給与実態調査 【一般】	人事院	年次 (その年の 4月分)	企業規模50人以上でかつ事業所規模50人以上の民間事業所	日本標準産業分類のうち、大分類S「公務(他に分類されるものを除く)」を除く、全ての産業	性別、年齢、学歴、職務、採用状況、給与額 等

- 民間給与実態統計調査については、財務省の「『行政手続コスト』削減のための基本計画」(平成30年3月改定)における「調査・統計に対する協力」の一環として、「標本数の削減等の実施の可否について、統計の精度にも留意しながら平成30年度中に検討する。」とされているところ。
- また、同基本計画では、オンライン調査システムを利用した回答率(平成28年度17.6%)の向上や報告者負担の軽減を図るため、①オンライン調査システム利用勧奨、②標本給与所得者抽出の簡便化・デジタル化、③オンライン調査システム利用時の画面表示、④調査票への事前印字、⑤ICTを活用した源泉徴収票等のデータを調査票に転記するツールの提供等の取組を順次推進しているところ。

2. 民間給与実態統計調査の概要（現行）

調査の目的等

民間給与の実態を明らかにし、租税に関する制度及び税務行政の運営に必要な基本的事項を明らかにすることを目的とする民間給与実態統計（基幹統計）を作成することを目的としている。

調査の概要

調査実施機関

国税庁長官官房企画課

報告者数及び選定方法

・報告者数：約29,000（源泉徴収義務者）【母集団数：約350万】
 ・選定方法：源泉徴収義務者名簿（母集団名簿）を基に、源泉徴収義務者を、国税局別（ブロック別）、給与所得者数階級別に区分して、無作為抽出する。

調査事項

【源泉徴収義務者（報告義務者）に関する事項】

名称又は氏名、所在地又は住所、企業の主な業務、給与所得者用調査票の層番号及び人員数、組織及び資本金、給与所得者数、年間給与支給総額、給与支給総額に対する年間源泉徴収税額

【給与所得者に関する事項】

給与所得者の氏名又は記号等、性別、年齢、勤続年数及び職務、年中の給与の受給月数、年末調整の有無、扶養親族の内訳、給与の金額、諸控除（所得控除額及び税額控除額）の内訳、年税額

調査系統

国税庁－民間事業者－報告者

調査方法

郵送・オンライン調査

調査期間

調査の周期：1年
 調査の実施期間：毎年1月第2週～2月末日

公表期日

概要：調査実施年の9月末日
 詳細：調査実施年の11月末日

2

3. 調査結果の主な利活用

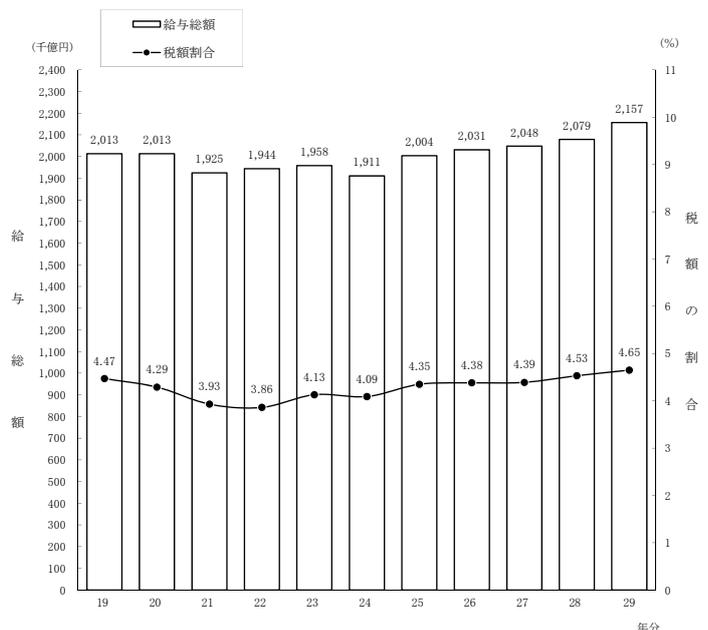
1 行政上の利活用

- 財務省、国税庁における租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等の基礎資料
- 税制調査会における審議の基礎資料

2 各種分析の基礎資料

- 所得税収の変動要因等、各種の分析のための基礎資料

図 給与総額と税額の推移



出典：平成29年分民間給与実態統計調査結果報告（国税庁）

3

4. 変更内容

標本設計

第1段抽出 (調査対象源泉徴収義務者の抽出)

- ① 国税局別(ブロック別)の源泉徴収義務者を、毎年6月30日現在の給与所得者数により第1層から第7層に区分(A)。
- ② 各層ごとに設定した抽出率(B)に応じて調査対象源泉徴収義務者を抽出

- ③ 資本金10億円以上の株式会社の本社で、給与所得者数が500人未満の源泉徴収義務者を第8層(A)として全数を抽出(B)

第2段抽出 (調査対象給与所得者の抽出)

- ④ 調査対象源泉徴収義務者は、給与の金額が2,000万円以下の給与所得者について、各層ごとに設定した抽出率(C)に応じて抽出

- ⑤ 給与の金額が2,000万円を超える給与所得者は、調査対象源泉徴収義務者において全数を抽出

調査対象給与所得者のうち、
2,000万円以下の抽出率(C)を一部変更

層別	源泉徴収義務者の給与所得者数の区分(A)	全体としての調査対象源泉徴収義務者の抽出率(B)	調査対象源泉徴収義務者における調査対象給与所得者の抽出率(C)		全体としての調査対象給与所得者の抽出率(D) [= (B) × (C)]	
			変更前	変更後	変更前	変更後
第1層	1～9人	1/400	1/1	1/1	1/400	1/400
第2層	10～29人	1/200	1/2	1/2	1/400	1/400
第3層	30～99人	1/60	1/5	1/6	1/300	1/360
第4層	100～499人	1/15	1/20	1/20	1/300	1/300
第5層	500～999人	1/3	1/50	1/100	1/150	1/300
第6層	1,000～4,999人	1/1	1/100	1/200	1/100	1/200
第7層	5,000人以上	1/1	1/200	1/200 (上限100人)	1/200	1/200 (上限100人)
第8層	本社(500人未満)	1/1	1/10	1/20	1/10	1/20

調査対象給与所得者の数を、約31.2万人から約23.8万人に縮減

4

5. 未諮問基幹統計の確認結果

○ 確認内容に対する評価と今後の取組の方向性

- ・ 民間給与実態統計調査については、賃金構造基本統計調査や毎月勤労統計調査といった賃金関係の基幹統計調査がある中で、他の統計調査では捕捉していない所得税額や税額控除額等の調査を通じて、租税収入の見積りや税務行政運営等の基礎資料とするために行われていることが明確になった。
- ・ 調査票の記入実務まで詳しい説明を受けたことで、労働時間や退職所得等を追加的に調査する場合の報告者負担の増加についても、理解を深めることができた。
- ・ **今後は、表章形式の見直し(給与階級区分、事業所規模区分の細分化等)による提供情報の充実やオンライン報告の拡大及び統計作成の効率性の向上(税務署が保有している行政記録情報を活用した報告者負担の軽減等)について、費用便益を考えた上で不断の検討を進めていく必要がある。**

出典：「平成25年度統計法施行状況に関する審議結果報告書(未諮問基幹統計確認関連)」(平成27年3月内閣府統計委員会)から抜粋

5

6. 想定される論点

1 標本設計の見直し

- 今回の調査対象給与所得者に関する抽出率の見直しは、報告者負担の軽減・調査の効率化等の観点から妥当か。また、結果精度の確保にも支障はないか。
- 抽出率を設定して標本設計を行う場合、母集団数の増減により、調査対象数が毎年増減することが想定されるが、支障はないか。
- 現在の母集団情報（K S K（国税総合管理）システム）には、どのような情報が整備されているか。また、これらの情報（業種など）を活用し、更なる標本設計の改善や、精度向上を図る余地はないか。

2 行政記録情報の更なる活用

- 財務省の「『行政手続コスト』削減のための基本計画」に盛り込まれた取組を踏まえ、行政記録情報の活用による負担軽減が図られているか。
- K S K（国税総合管理）システムにおいて管理されている源泉徴収関係調書等の情報を、本調査に活用し、報告者の記入負担を軽減する余地はないか。

3 集計事項等の見直しの余地

- 給与階級区分、事業所規模区分の細分化等、集計事項の充実を図る余地はないか。
- 職務に関する調査事項「パートタイマー、アルバイト等、非正規の給与所得者」は、「統計調査等における労働者の区分等に関するガイドライン」と整合した内容となっているか。